

## 金沢市就学援助費交付要綱

(平成11年4月1日決裁)

改正 平成12年5月8日決裁

平成19年12月26日決裁

平成23年4月1日決裁

平成29年3月31日決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条に規定する教育の機会均等の趣旨にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難と認められる児童若しくは生徒（同法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒をいう。以下同じ。）又は小学校就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学させるべき者をいう。以下同じ。）の保護者に対しての必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、金沢市内の小学校に在学する児童若しくは金沢市内の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。第3条第3項及び第4条において同じ。）に在学する生徒又は金沢市内に住所を有する小学校就学予定者で、金沢市内の小学校に就学を予定している者の保護者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税非課税の者

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免を受けている者

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定に基づく国民年金の保険料の納付を免除されている者

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者

ケ 生活福祉資金による貸付けを受けている者

(3) 職業安定所に登録した日雇労働者

(4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」）が就学援助の必要があると認めた者

（援助の種類）

第3条 就学援助は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 新入学児童生徒学用品費等

(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

(4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

(5) 体育実技用具費

(6) 修学旅行費

(7) 通学費

(8) 学校給食費

(9) 医療費

2 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、前項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる就学援助を受けることができない。

3 国（学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。）、都道府県又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の設置する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者は、第1項第7号から第9号までに掲げる就学援助を受けることができない。

4 小学校就学予定者の保護者は、第1項第2号に掲げる事項に限り、就学援助を受けることができる。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、別に定める申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に直接、又は児童若しくは生徒が在学する小学校若しくは中学校の校長を経由して提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、就学援助の認定をしたときは、学校長及び申請者に通知するものとする。

(給付の額)

第6条 就学援助の給付金の額は、毎年度、予算の範囲内で教育委員会が定める。

(給付の方法)

第7条 就学援助の給付金の給付は、第5条の規定による就学援助の認定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。ただし、保護者に直接給付することによって児童生徒の就学に支障が生じるおそれがある場合は、保護者から委任を受けた学校長を通して、保護者に対し金銭又は現物の給付を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、医療費援助の給付については、児童又は生徒が医療機関で治療を受けることにより行う。

(目的外使用の禁止)

第8条 就学援助の給付金の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該給付金をその給付の目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、受給者が前条の規定に違反したとき、就学援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定を取り消した時は、既に給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 8 日決裁）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日決裁）

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。